

第12420号 平成 27 年 5 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

牛

告	示																															
○熊本青	少年	保護	育	成	条	例	に:	基	づ	<	有	害	興	行	\mathcal{O}	指	定					(<	6	L	0)	安	全	推	進	課) 1
○指定居	宅サ	ービ	`ス	事	業	者(の:	指	定																(高	齢	者	支	援	課) 1
○指定介	護予	防サ	_	F	ス	事	業:	者	\mathcal{O}	指	定	٠.													(IJ) 2
○指定居	宅サ	ービ	`ス	事	業	者	の:	指	定																(,	IJ) 2
○指定介	護予	防サ	· —	Ľ	ス	事	業:	者	0	指	定	٠.													(,	IJ) 2
○保安林	の指	定に	関	す	る	予:	定																				森	林	保	全	課) 2
〇保安林	の指	定に	関	す	る	子:	定																			(IJ) 3
○保安林	の指	定に	. 関	す	る	予:	定																			(IJ) 3
〇保安林	の指	定に	関	す	る	予:	定																			(IJ) 3
○保安林	の指	定に	関	す	る	予:	定																			(IJ) 4
○ 保 安 林	の指:	定に	. 関	す	る	予:	定																			(IJ) 4
○ 保 安 林	の指:	定 に	関	す	る	予'	定																			(IJ) 4
○保安林	の指:	定 に	関	す	る	予'	定																			(IJ			5
〇保安林	の指	定に	関	す	る	予:	定																			(IJ			5
公	告		,, ,			•																				•						,
○県営土	地改	良事	業	\mathcal{O}	工	事	完	了																		(農	村	計	画	課) 5
○都市計	画法	によ	る	開	発	行:	為	に	関	す	る	工	事	\mathcal{O}	完	了												(建	築	課) 5
○都市計	画法	によ	る	開	発	行:	為	に	関	す	る	工	事	\mathcal{O}	完	了												(IJ) 6
○指定構	造計:	算適	合	性	判	定	幾	関	\mathcal{O}	指	定	٠.																(IJ) 6
○土地改	良区	役員	0	退	任	及 :	び	就	任																	(農	村	計	画	課) 6
○土地改	良区	定款	変	更	0	認 :	可																			(IJ) 6
〇土地改	良区	定款	変	更	0	認	可																			(IJ) 6
〇土地改	良区	定款	:変	更	0	認	叮									٠.									•	(IJ) 7
○土地改	良区	定款	:変	更	0	認 :	口																		•	(IJ) 7
○土地改	良区	定款	:変	更	0	認 :	口																		•	(IJ) 7
○県営土	地改	良 事	業	計	画	O 1	决	定														•			•	(IJ) 7
○都市計	画法	によ	る	開	発	行:	為	に	関	す	る	工	事	\mathcal{O}	完	了												(建	築	課	7
	載																															
○たも網	及び	すく	11	網	に	ょ	る	ガ	ザ	3	\mathcal{O}	採	捕	禁	止																	
																(天	草	7	: 矢	印り	k i	毎	区	漁	業	調	整	委	員	会) 7
Oしいら	づけ	周辺	で	\mathcal{O}	釣	り	漁 :	業	等	0	禁	止			•	(IJ) 8

告 示

熊本県告示第491号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により 少年に有害な興行として平成27年5月12日次のように指定したので、同条第2項の規 定により公示する。 平成27年5月22日

能本県知事 藩 島 郁 夫

			バニィナ・ハレット・ナ	11111	T) [][2	<i></i>
種	別	題	名	指	定理	里由
有害指定	官映画	発禁縛り夫人(新東宝)		著し	く性的	感情を
		背徳の海 情炎に溺れて	(オーピー)	刺激し	、少年	の健全
		浮気で発情 かたいのが	「好き! (新東宝)	な育成	を阻害	するお
		禁欲シスター 犯りたい	・祈り (オーピー)	それが	ある。	
		人妻浮気調査 えぐる!	(新東宝)			

熊本県告示第492号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社あしあ	デイサービス花	菊池市出田字沖	平成27年	通所介護
と福祉	のひととき	2 1 2 1 番地 2	5月18日	
		0		

熊本県告示第493号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社あしあと福祉	デイサービス花 のひととき			介護予防通所 介護

熊本県告示第494号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
社会福祉法人秀正会	短期入所生活介護事業所 健やか園	菊池市七城町甲 佐町字浪の田 8 5番1		短期入所生活介護

熊本県告示第495号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
社会福祉法人秀正会	短期入所生活介 護事業所 健や か園		平成27年5月21日	介護予防短期 入所生活介護

熊本県告示第496号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成27年5月22日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字横才1758番、180 5番4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字横才1758番・1805番4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ゥ

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置い て縦覧に供する。)

熊本県告示第497号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成27年5月22日

熊本県知事 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上原田町字馬氷字日当ノ迫22番1、 番2、字馬氷字丸ノ塚31番1、31番2、32番1、32番2、33番1から33番3まで、34番、35番1、35番2、36番1から36番4まで、37番1、37番2、38番1、38番2、字馬氷字二田ノ尾43番指定の目的 水源の涵養

- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び 熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第498号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市木地屋町字永野2423番4、字伊貫川内 2714番1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び 熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第499号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字沢水50番31、50 番32、51番43
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。字沢水50番31・50番32・51番43(以上3筆について次の図に示す部 分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置い て縦覧に供する。)

熊本県告示第500号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成27年5月22日

> 熊本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字築切4950番1 (次の図に示 す部分に限る。)、字上高野5133番
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字築切4950番1・字上高野5133番(以上2筆について次の図に示す部分

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置い て縦覧に供する。)

熊本県告示第501号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字深瀬4121番、4124番、 4133番、4135番
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字深瀬4121番・4133番・4135番(以上3筆について次の図に示す部 分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する

熊本県告示第502号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 鳥 郁

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町椎原字椎原98番(次の図に示す部分 に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。字椎原98番(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する

熊本県告示第503号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字長谷2243番
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字長谷2243番(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する

熊本県告示第504号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町久連子字日當104番1、105番1 105番2
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字日當104番1・105番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する 。)

公 告

熊本県公告第335号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第1 95号)第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	迫井手地区	平成21年4月14日	平成27年3月25日	熊本県

熊本県公告第336号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成27年5月22日

熊本県知事 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡嘉島町大字上仲間字迎古川1500番1の1及び同1500番4 496.19平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 上益城郡嘉島町大字上仲間1501番地

熊本県公告第337号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島が大

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字小池字堀ノ口2596番1、同2597番、同2598番1、同 2599番4、同2599番5、同2599番6、同2599番7、同2599番 8、同2599番9、同2599番10、同2599番11 9,878.27平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市西区田崎町484番地 西日本フレッシュフーズ株式会社

熊本県公告第338号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定による指定構造計 算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のと おり公告する。 平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 指定構造計算適合性判定機関の名称 1
- 一般財団法人熊本建築構造評価センター 指定構造計算適合性判定機関の住所 熊本市中央区水前寺六丁目32番1号 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 3
- 熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 構造計算適合性判定業務の開始の日 平成27年6月1日

熊本県公告第339号

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届 出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り公告する。 平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住所
退任		
理事	吉田 宣政	天草市倉岳町棚底2042番地
就任		
理事	葉山 勝人	天草市倉岳町棚底1025番地

熊本県公告第340号

熊本市に事務所を置く緑川南部土地改良区理事長中村英一から平成27年3月23日付 けで申請のあった定款の変更については、平成27年5月14日付けで認可したので、土 地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第341号

山鹿市に事務所を置く鹿央町土地改良区理事長榊俊寛から平成27年4月22日付けで 申請のあった定款の変更については、平成27年5月14日付けで認可したので、土地改 良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第342号

熊本市に事務所を置く石塘堰樋土地改良区理事長岩本司から平成27年4月15日付け で申請のあった定款の変更については、平成27年5月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

熊本県知事 島 郁 夫 蒲

熊本県公告第343号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長浦田勝から平成27年4月2日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年5月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第344号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区理事長髙嵜哲哉から平成27年4月20日付け で申請のあった定款の変更については、平成27年5月14日付けで認可したので、土地 改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島郁夫

熊本県公告第345号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営七浦地 区(高岡工区)土地改良事業(農業用用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15

日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営七浦地区(高岡工区)土地改良事業(農業用用排水施設)計画書の写し
- 縦覧期間
 - 平成27年5月25日から平成27年6月19日まで
- 縦覧場所 芦北町役場

熊本県公告第346号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成27年5月22日

熊本県知事 蒲 島が大

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 菊池郡大津町大字室字東道免2124番1、同2124番4及び同2130番7 7,626.49平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市東区上南部二丁目1番100号 株式会社ハピネス 菊池郡大津町大字室21番地 古澤 秀春

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第159号

ガザミ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に 基づき、次のとおり指示する。

平成27年5月22日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男 1 指示の内容

不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成27年5月22日から平成28年3月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第160号

しいらづけしいら1そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年5月22日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

1 指示の内容

6月1日から10月31日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。

2 指示の有効期間

平成27年5月22日から平成28年10月31日までとする。